

資料 No. 1

第 5 5 号議案

教育職員免許に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、教育職員免許に関する規則（昭和 3 0 年福井県教育委員会規則第 3 号）の一部を改正する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日提出

教育長 東 村 健 治

提案理由

教育職員免許法及び同法施行規則が改正され、2 0 1 9 年 4 月 1 日から施行される。教職課程において、現在「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等に分けられている科目区分が、「教科及び教職に関する科目」に統合され、教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことが可能となる。それにともない、施行規則上の科目区分も現行の 8 つの科目から 5 つの科目区分に変更されるため、この案を提出する。

福井県教育委員会 教育職員免許に関する規則の一部改正

1 改正の理由

教育職員免許法及び同法施行規則が改正され、2019年4月1日から施行される。教職課程において、現在「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等に分けられている科目区分が、「教科及び教職に関する科目」に統合され、教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことが可能となる。それにともない、施行規則上の科目区分も現行の8つの科目から5つの科目区分に変更される。なお、免許状取得に係る総単位数の変更はない。

○科目区分統合の目的（文科省：「教育職員免許法・同施行規則の改正及び教職課程コアカリキュラムについて」より）

- ・教職課程の統合により、これまで以上に機動的かつ弾力的に新たな教育課題に対応し、大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができる。
- ・「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の中の「教科の指導法」について、両者を統合する科目や教科の内容及び構成に関する科目を設定するなどの取り組みが実施可能となるよう科目区分を統合した。

2 改正の概要

・教育職員免許法及び同法施行規則の改正に対応するため、「福井県教育委員会 教育職員免許に関する規則」の一部を改正する。

○改正箇所（新旧対照表参照）

【規則第七条および第七条の二】

- ・第二欄について、「科目区分名」のみを改める。

（第一欄「在職年数」および第三欄「最低修得単位数」の変更なし）

- ・規則第七条十三の条ずれを修正。（免許法施行規則附則第三十四項 → 免許法施行規則附則第三十八項）

3 施行日

平成31年4月1日

【参考】

1. 規則第七条の免許法別表第三、別表第六、別表第六の二および第八について

○別表第三および別表第六、別表第六の二

都道府県教育委員会が実施する教育職員検定で、上位種の教員免許状を取得する（上進）。別表第三は幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭、別表第六は養護教諭、別表第六の二は栄養教諭の免許状の上進に係る記載。

○別表第八

都道府県教育委員会が実施する教育職員検定で、隣接校種の免許状を取得する（隣接）。

例）小学校教諭一種免許状を基礎に、中学校教諭二種の免許状を取得するなど

2. 科目区分の統合について

【幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭】

現在の科目区分	新法の科目区分
教科に関する科目	教科及び教職に関する科目
教職に関する科目	
教科又は教職に関する科目	

【養護教諭】

現在の科目区分	新法の科目区分
養護に関する科目	養護及び教職に関する科目
教職に関する科目	
養護又は教職に関する科目	

【栄養教諭】

現在の科目区分	新法の科目区分
栄養に係る教育に関する科目	栄養に係る教育及び教職に関する科目
教職に関する科目	
栄養に係る教育に関する科目又は教職に関する科目	

3. 施行規則上の科目区分の変更について（現行の8つの科目区分から5つの科目区分に変更）

（1）現行

①教科に関する科目	
教職に関する科目	②教職の意義等に関する科目
	③教育の基礎理論に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
	④教育課程及び指導法に関する科目 ・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術
	⑤生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法
	⑥教育実習
	⑦教職実践演習
	⑧教科又は教職に関する科目

（2）改正

①教科及び教科の指導法に関する科目（領域及び保育内容の指導法に関する科目） ・教科に関する専門的事項 ・各教科の指導法
②教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法
④教育実践に関する科目 ・教育実習 ・教職実践演習
⑤大学が独自に設定する科目

※ゴシック部は、免許法の改正により名称が変更になった箇所。網掛け部分は、県の規則第七条および第七条の二に関する科目

改正案

第七条 免許法別表第三、別表第六または別表第六の二の規定による教育職員検定により一種免許状または二種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の第一欄に掲げる在職年数の区分に応じ、当該各号の第二欄に掲げる科目の単位を含めてそれぞれ同表の第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 小学校教諭の二種免許状を有する者が小学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄		第三欄
	在職年数	教科に関する科目	
(略)	(略)	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育的基礎的理解に関する科目等	最低修得単位
(略)	(略)	大学が独自に設定する科目	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

二 小学校助教諭の臨時免許状を有する者が小学校教諭の二種免許状を取得する場合

現行

第七条 免許法別表第三、別表第六または別表第六の二の規定による教育職員検定により一種免許状または二種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の第一欄に掲げる在職年数の区分に応じ、当該各号の第二欄に掲げる科目の単位を含めてそれぞれ同表の第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 小学校教諭の二種免許状を有する者が小学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄		第三欄
	在職年数	教科に関する科目	
五	四	二一	四五
六	三	二一	四〇
七	三	一八	三五
八	三	一六	三〇
九	二	一五	二五
一〇	二	一三	二〇
一一	二	一〇	一五
一二	一	七	一〇

二 小学校助教諭の臨時免許状を有する者が小学校教諭の二種免許状を取得する場合

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

四 中学校助教諭の臨時免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
最低修得単位数	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)

五 高等学校助教諭の臨時免許状を有する者が高等学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
最低修得単位数	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)

一〇	九	三
一一	八	二
一二	五	一〇

四 中学校助教諭の臨時免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目
六	一〇	二一
七	九	一九
八	八	一七
九	七	一五
一〇	六	一四
一一	五	一一
一二	四	九
一三	三	六
最低修得単位数	教科または教職に関する科目	最低修得単位数
四五	四	四
四〇	三	三
三五	三	三
三〇	三	三
二五	二	二
二〇	二	二
一五	二	二
一〇	一	一

五 高等学校助教諭の臨時免許状を有する者が高等学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
最低修得単位数	教科または教職に関する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)

六 幼稚園教諭の二種免許状を有する者が幼稚園教諭の一種免許状を取得する場合

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

六 幼稚園教諭の二種免許状を有する者が幼稚園教諭の一種免許状を取得する場合

一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	三	四	七	七	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

七 幼稚園助教諭の臨時免許状を有する者が幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	第二欄	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	第三欄	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

七 幼稚園助教諭の臨時免許状を有する者が幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	科目	第二欄	教職に関する科目	職に関する科目	第三欄	最低修得単位数																																																																																																
一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	三	四	七	七	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇

第一欄	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	第二欄	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第三欄	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

八 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者が小学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第三欄	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第一欄	在職年数	教科に関する科目	第二欄	教職に関する科目	第三欄	最低修得単位数
六	一三	一	九	一〇	一〇	四五
五	一二	二	九	一一	一五	四〇
四	一一	二	八	一二	二〇	三五
三	一〇	三	七	一三	二五	三〇
	九	三	六	一四	三〇	二五
	八	四	五	一五	三五	二〇
	七	四	四	一六	四〇	一五
	六	五	三	一七	四五	一〇

八 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者が小学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	教科に関する科目	第二欄	教職に関する科目	第三欄	最低修得単位数
六	一三	一	九	一〇	一〇	四五
五	一二	二	九	一一	一五	四〇
四	一一	二	八	一二	二〇	三五
三	一〇	三	七	一三	二五	三〇
	九	三	六	一四	三〇	二五
	八	四	五	一五	三五	二〇
	七	四	四	一六	四〇	一五
	六	五	三	一七	四五	一〇

九 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者が中学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄				第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者が高等学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄				第三欄
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十一 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者が幼稚園教諭の一種免許状を取得する場合

九 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者が中学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄				第三欄
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科または教職に関する科目	最低修得単位	
三	六	一〇	四	二五	
四	五	九	三	二〇	
五	四	八	三	一五	
六	三	五	二	一〇	

十 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者が高等学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄				第三欄
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科または教職に関する科目	最低修得単位	
三	五	七	八	二五	
四	五	七	八	二〇	
五	四	七	四	一五	
六	三	四	三	一〇	

十一 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者が幼稚園教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	第二欄	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第三欄	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十二 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者が高等学校教諭（実習を担任する者を除く。）の一種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第三欄	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第一欄	在職年数	教科に関する科目	第二欄	教職に関する科目	第三欄	教科または教職に関する科目	最低修得単位数
三	三	二	二	二	六	二五	
四	四	二	二	二	四	二〇	
五	五	二	一〇	一	三	一五	
六	六	一	七	二	一〇		

十二 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者が高等学校教諭（実習を担任する者を除く。）の一種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	教科に関する科目	第二欄	教職に関する科目	第三欄	教科または教職に関する科目	最低修得単位数
一〇	一〇	二〇	二四	一六	九〇		
一一	一一	一九	二三	一五	八五		
一二	一二	一八	二一	一四	八〇		
一三	一三	一七	二〇	一四	七五		
一四	一四	一六	一九	一三	七〇		
一五	一五	一五	一八	一二	六五		
一六	一六	一四	一七	一一	六〇		
一七	一七	一三	一五	一〇	五五		
一八	一八	一二	一四	一〇	五〇		

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十三 免許法施行規則附則第三十八項の規定の適用を受ける者が
 保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状を取得する場
 合
 イ 修業年限が三年の看護師養成施設を卒業した者

第一欄	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	第三欄	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	一〇	一三	九	四五
一〇	九	八	七	六	五	四	三	一〇	一一	八	四〇
一〇	九	八	七	六	五	四	三	一〇	一一	八	四〇
一〇	九	八	七	六	五	四	三	一〇	一一	八	四〇
一〇	九	八	七	六	五	四	三	一〇	一一	八	四〇
一〇	九	八	七	六	五	四	三	一〇	一一	八	四〇
一〇	九	八	七	六	五	四	三	一〇	一一	八	四〇
一〇	九	八	七	六	五	四	三	一〇	一一	八	四〇
一〇	九	八	七	六	五	四	三	一〇	一一	八	四〇
一〇	九	八	七	六	五	四	三	一〇	一一	八	四〇
一〇	九	八	七	六	五	四	三	一〇	一一	八	四〇

十三 免許法施行規則附則第三十四項の規定の適用を受ける者が
 保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状を取得する場
 合
 イ 修業年限が三年の看護師養成施設を卒業した者

第一欄	在職年数	教科に関する科目	第二欄	教職に関する科目	教科または教職に関する科目	第三欄	最低修得単位数
四	五	六	七	八	九	一〇	四五
五	六	七	八	九	一〇	一一	四〇
六	七	八	九	一〇	一一	一二	三五
七	八	九	一〇	一一	一二	一三	三〇
八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	二五
九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	二〇
一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一五
一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一〇
一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一〇
一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	一〇

ロ 修業年限が二年の看護師養成施設を卒業した者

第一欄		第二欄		第三欄
在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解等に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十四 養護教諭の二種免許状を有する者が養護教諭の二種免許状を取得する場合

ロ 修業年限が二年の看護師養成施設を卒業した者

第一欄		第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	養護または教職に関する科目	最低修得単位数
三	八	六	二	二〇
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科または教職に関する科目	最低修得単位数
一六	三	四	三	一〇
一五	四	五	四	一五
一四	五	六	五	二〇
一三	六	七	六	二五
一二	七	八	七	三〇
一一	八	一〇	七	三五
一〇	九	一一	八	四〇
九	一〇	一二	九	四五
八	一一	一四	九	五〇
七	一二	一五	一〇	五五
六	一三	一六	一一	六〇

十四 養護教諭の二種免許状を有する者が養護教諭の二種免許状を取得する場合

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

十五 養護助教諭の臨時免許状を有する者(当分の間、免許法施行規則第六十九条の二に規定する者を含む。)が養護教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	養護に関する科目	第二欄		第三欄
			養護教諭・栄養教諭の基礎的理解等に関する科目	大学が独自に設定する科目	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十六 栄養教諭の二種免許状を有する者が栄養教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	第二欄		第三欄
			栄養に係る科目	養護教諭・栄養教諭の基礎的理解等に関する科目	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四	八	五	二	一五
五	八	四	一	一〇

十五 養護助教諭の臨時免許状を有する者(当分の間、免許法施行規則第六十九条の二に規定する者を含む。)が養護教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	養護に関する科目	第二欄		第三欄
			教職に関する科目	養護または教職に関する科目	
一〇	九	五	四	一	一〇
八	八	八	五	二	一五
七	一〇	六	六	二	二〇
六	一一	七	七	二	二五
六	一四	八	八	二	三〇

十六 栄養教諭の二種免許状を有する者が栄養教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	第二欄		第三欄
			栄養に係る科目	教職に関する科目	
三	三	二	六	四〇	
四	二	二	六	三五	
五	二	二	五	三〇	
六	一	二	五	二五	

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第七條の二 免許法別表第八の規定による教育職員検定により一種免許状または二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の第一欄に掲げる在職年数の区分に応じ、当該各号の第二欄に掲げる科目の単位を含めてそれぞれ同表の第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 幼稚園教諭の普通免許状を有する者が小学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	教科に 関する 科目	第二欄	道徳、 総合的な 学習の時間 等に関する 科目	第三欄	大学が 最低修 得単位 数
(略)	(略)	(略)	(略)	道徳の 理論及び 生徒指導 の理論及び 方法、教育 相談（カ ウンセリ ングに 関する 基礎的な 知識を 含む。） の理論 及び方 法、進路 指導及び キャリア 教育の 理論 及び方法	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	道徳の 理論及び 生徒指導 の理論及び 方法、教育 相談（カ ウンセリ ングに 関する 基礎的な 知識を 含む。） の理論 及び方 法、進路 指導及び キャリア 教育の 理論 及び方法	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	道徳の 理論及び 生徒指導 の理論及び 方法、教育 相談（カ ウンセリ ングに 関する 基礎的な 知識を 含む。） の理論 及び方 法、進路 指導及び キャリア 教育の 理論 及び方法	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	道徳の 理論及び 生徒指導 の理論及び 方法、教育 相談（カ ウンセリ ングに 関する 基礎的な 知識を 含む。） の理論 及び方 法、進路 指導及び キャリア 教育の 理論 及び方法	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	道徳の 理論及び 生徒指導 の理論及び 方法、教育 相談（カ ウンセリ ングに 関する 基礎的な 知識を 含む。） の理論 及び方 法、進路 指導及び キャリア 教育の 理論 及び方法	(略)	

七	一四	二	四	二〇
八	一〇	一	四	一五
九	六	一	三	一〇

第七條の二 免許法別表第八の規定による教育職員検定により一種免許状または二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の第一欄に掲げる在職年数の区分に応じ、当該各号の第二欄に掲げる科目の単位を含めてそれぞれ同表の第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 幼稚園教諭の普通免許状を有する者が小学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	教科に 関する 科目	第二欄	教職に 関する 科目	第三欄	教科ま 最低修 得単位 数
一	七	各教科 道徳の 指導 指導法	一	教育課程 および 指導法に 関する 科目	一〇	
二	五	各教科 道徳の 指導 指導法	二	教育課程 および 指導法に 関する 科目	七	
一	七	各教科 道徳の 指導 指導法	一	教育課程 および 指導法に 関する 科目	七	
二	五	各教科 道徳の 指導 指導法	二	教育課程 および 指導法に 関する 科目	七	
一	七	各教科 道徳の 指導 指導法	一	教育課程 および 指導法に 関する 科目	七	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

四 高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	第二欄	第三欄
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

五 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状を取得する場合

一	二	三	四	五	六	七
七	五	五	一	一	二	二
二	一	一	一	一	二	二
二	一	一	一	一	二	二
二	一	一	一	一	二	二
二	一	一	一	一	二	二
二	一	一	一	一	二	二
二	一	一	一	一	二	二
二	一	一	一	一	二	二

四 高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	第二欄	第三欄
一	二	一	二
一	二	一	二
一	二	一	二
一	二	一	二
一	二	一	二
一	二	一	二
一	二	一	二
一	二	一	二
一	二	一	二

五 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	（略）
第二欄	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	各教科 の指導 法に 関する 科目
第二欄	道徳、 総合的 な学習 の時間 等 の指導 法及び 生徒指 導、 教育相 談等に 関する 科目	道徳、 総合的 な学習 の時間 等 の指導 法及び 生徒指 導、 教育相 談等に 関する 科目
第三欄	大学が 独自に 設定す る科目 数	大学が 独自に 設定す る科目 数
第三欄	最低修 得単位 数	最低修 得単位 数

六 小学校教諭の普通免許状を有する者が幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	（略）
第二欄	教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	保育内 容の指 導法に 関する 科目
第二欄	道徳の 理論及 び指導 法	道徳、 総合的 な学習 の時間 等 の指導 法及び 生徒指 導、 教育相 談等に 関する 科目
第三欄	大学が 独自に 設定す る科目 数	大学が 独自に 設定す る科目 数
第三欄	最低修 得単位 数	最低修 得単位 数

第一欄	在職年数	一
第二欄	教科に 関する 科目	一
第二欄	教育課程 および 指導法 に関する 科目	一
第三欄	教科ま たは教 職に関 する科 目	二
第三欄	最低修 得単位 数	六

六 小学校教諭の普通免許状を有する者が幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	一
第二欄	教科に 関する 科目	三
第二欄	教育課程 および 指導法 に関する 科目	三
第三欄	教科ま たは教 職に関 する科 目	三
第三欄	最低修 得単位 数	三

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

